

No. 1 2

令和6年（9月）

第3回定例会議案

熊谷市

目 次

議案番号	議案名	所管課	頁
第 7 6 号	熊谷市こども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	こども課	1
第 7 7 号	熊谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例	保険年金課	2
第 7 8 号	熊谷市営住宅条例の一部を改正する条例	営繕課	3
第 7 9 号	熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例	保育課	4
第 8 0 号	熊谷市高齢者及び障害者住宅整備資金貸付条例を廃止する条例	長 寿 いきがい課 障害福祉課	5
第 8 1 号	熊谷市地域振興基金条例	財政課	6
第 8 2 号	工事請負契約の締結についての変更について (熊谷市立玉井小学校教室棟中校舎改修建築工事)	教育総務課 (契約課)	8
第 8 3 号	工事請負契約の締結についての変更について (熊谷市立別府中学校管理棟改修建築工事)	教育総務課 (契約課)	9
第 8 4 号	工事請負契約の締結についての変更について (熊谷市立籠原小学校管理教室棟 (B棟) 改修建築工事)	教育総務課 (契約課)	10
第 8 5 号	財産の取得について (追認) (小学校教師用指導書 (平成27年度取得分))	教育総務課	11
第 8 6 号	財産の取得について (追認) (小学校教師用指導書 (平成27年度取得分))	教育総務課	12
第 8 7 号	財産の取得について (追認) (小学校教師用指導書 (令和2年度取得分))	教育総務課	13
第 8 8 号	財産の取得について (追認) (小学校教師用指導書 (令和2年度取得分))	教育総務課	14
第 8 9 号	財産の取得について (追認) (小学校教師用教科書準拠教材 (令和2年度取得分))	教育総務課	15
第 9 0 号	財産の取得について (追認) (小学校教師用教科書準拠教材 (令和2年度取得分))	教育総務課	16

第 9 1 号	財産の取得について（追認） （小学校教師用指導書（令和6年度取得分））	教育総務課	1 7
第 9 2 号	財産の取得について（追認） （小学校教師用指導書（令和6年度取得分））	教育総務課	1 8
第 9 3 号	財産の取得について（追認） （小学校教師用指導書（令和6年度取得分））	教育総務課	1 9
第 9 4 号	損害賠償の額の決定及び和解について	土地区画 整理事務所	2 0
第 9 5 号	埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	保険年金課	2 1
第 9 6 号	市道路線の認定について	管 理 課	2 3

議案第 76 号

熊谷市こども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
熊谷市こども医療費の助成に関する条例（平成 17 年条例第 140 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に改正前の第 3 条第 2 項の規定に該当して助成の対象としないこととされた者に係る医療費については、改正後の熊谷市こども医療費の助成に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和 6 年 9 月 3 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

こども医療費の助成に係る対象者の見直しを行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第 77 号

熊谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例

熊谷市国民健康保険条例（平成 17 年条例第 160 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽」を「又は虚偽」に改め、「又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

「国民健康保険法」の一部改正に伴い、被保険者証の返還に応じない場合等における罰則に関する規定の整備を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第 78 号

熊谷市営住宅条例の一部を改正する条例

熊谷市営住宅条例（平成 17 年条例第 221 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 8 号イ中「第 10 条第 1 項（）」を「第 10 条第 1 項又は第 10 条の 2（これらの規定を）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部改正に伴い、拡充された退去等命令に係る被害者の入居資格を追加したいので、この案を提出するものであります。

議案第 79 号

熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例

熊谷市立児童クラブ条例（平成 18 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

別表熊谷市立妻沼西児童クラブの項の次に次のように加える。

熊谷市立第 2 妻沼西児童クラブ	熊谷市弥藤吾 6 9 2 番地 3
------------------	-------------------

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

熊谷市立第 2 妻沼西児童クラブを新設したいので、この案を提出するものであります。

議案第 80 号

熊谷市高齢者及び障害者住宅整備資金貸付条例を廃止する条例
熊谷市高齢者及び障害者住宅整備資金貸付条例（平成 17 年条例第
151 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に廃止前の熊谷市高齢者及び障害者住宅整備資金貸付条例（以下「旧条例」という。）第 5 条の規定により申込みを行った者に係る旧条例第 1 条に規定する資金の貸付けについては、旧条例の規定は、なおその効力を有する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

高齢者及び障害者住宅整備資金の貸付けに関する事業を廃止したい
ので、この案を提出するものであります。

議案第 8 1 号

熊谷市地域振興基金条例

(設置)

第 1 条 旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和 4 0 年法律第 6 号)附則第 2 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 1 条の 2 第 1 項(東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律(平成 2 3 年法律第 1 0 2 号)第 2 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による同項第 3 号に掲げる基金として、熊谷市地域振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して地域振興等のための事業(以下「事業」という。)の実施に必要な経費の財源に充てるものとし、剰余金は、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、事業の実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年9月3日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

「旧市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、地域振興等の事業に要する経費の財源に充てるため、熊谷市地域振興基金を設置したので、この案を提出するものであります。

議案第 8 2 号

工事請負契約の締結についての変更について

工事請負契約の締結について（令和 6 年議決第 3 9 号）の一部を次のように変更することについて、議決を求める。

「4 契 約 金 額 3 6 0 , 8 0 0 , 0 0 0 円」を

「4 契 約 金 額 3 6 4 , 2 1 0 , 0 0 0 円」に変更する。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

熊谷市立玉井小学校教室棟中校舎改修建築工事に係る請負契約の金額を増額したいので、この案を提出するものであります。

議案第 83 号

工事請負契約の締結についての変更について

工事請負契約の締結について（令和 6 年議決第 40 号）の一部を次のように変更することについて、議決を求める。

「4 契 約 金 額 3 5 9 , 2 6 0 , 0 0 0 円」を

「4 契 約 金 額 3 6 2 , 3 4 0 , 0 0 0 円」に変更する。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

熊谷市立別府中学校管理棟改修建築工事に係る請負契約の金額を増額したいので、この案を提出するものであります。

議案第 84 号

工事請負契約の締結についての変更について

工事請負契約の締結について（令和 6 年議決第 41 号）の一部を次のように変更することについて、議決を求める。

「4 契 約 金 額 349,580,000 円」を

「4 契 約 金 額 352,990,000 円」に変更する。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

熊谷市立籠原小学校管理教室棟（B棟）改修建築工事に係る請負契約の金額を増額したいので、この案を提出するものであります。

議案第 85 号

財産の取得について（追認）

次のとおり物品を取得したことについて、追認の議決を求める。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 目 的 | 小学校教師用指導書（平成 27 年度取得分）の
配備 |
| 2 | 品目及び数量 | 小学校教師用指導書 3, 811 冊 |
| 3 | 取 得 価 格 | 35, 717, 652 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 熊谷市本町一丁目 143 番地
有限会社 杉浦書店
代表取締役 杉 浦 喜 好 |

令和 6 年 9 月 3 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

熊谷市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に規定する財産を取得したことにつき、追認を得たいので、この案を提出するものであります。

議案第 86 号

財産の取得について（追認）

次のとおり物品を取得したことについて、追認の議決を求める。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 目 的 | 小学校教師用指導書（平成 27 年度取得分）の
配備 |
| 2 | 品目及び数量 | 小学校教師用指導書 3, 201 冊 |
| 3 | 取 得 価 格 | 31,075,272 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 熊谷市鎌倉町 105 番地
株式会社 藤村書店
代表取締役 藤 村 誠 一 |

令和 6 年 9 月 3 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

熊谷市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に規定する財産を取得したことにつき、追認を得たいので、この案を提出するものであります。

議案第 87 号

財産の取得について（追認）

次のとおり物品を取得したことについて、追認の議決を求める。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 目 的 | 小学校教師用指導書（令和 2 年度取得分）の配
備 |
| 2 | 品目及び数量 | 小学校教師用指導書 3, 723 冊 |
| 3 | 取 得 価 格 | 44, 493, 900 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 熊谷市本町一丁目 143 番地
有限会社 杉浦書店
代表取締役 杉 浦 喜 好 |

令和 6 年 9 月 3 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

熊谷市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例第 3 条に規定する財産を取得したことにつき、追認を得たいので、
この案を提出するものであります。

議案第 88 号

財産の取得について（追認）

次のとおり物品を取得したことについて、追認の議決を求める。

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 目 的 | 小学校教師用指導書（令和 2 年度取得分）の配
備 |
| 2 | 品目及び数量 | 小学校教師用指導書 2, 887 冊 |
| 3 | 取 得 価 格 | 35, 067, 450 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 熊谷市仲町 74 番地
株式会社 八木橋
代表取締役 八木橋 宏 貴 |

令和 6 年 9 月 3 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

熊谷市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に規定する財産を取得したことにつき、追認を得たいので、この案を提出するものであります。

議案第 89 号

財産の取得について（追認）

次のとおり物品を取得したことについて、追認の議決を求める。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 目 的 | 小学校教師用教科書準拠教材（令和 2 年度取得分）の配備 |
| 2 | 品目及び数量 | 小学校教師用教科書準拠教材 252 式 |
| 3 | 取 得 価 格 | 25,528,800 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 熊谷市本町一丁目 143 番地
有限会社 杉浦書店
代表取締役 杉 浦 喜 好 |

令和 6 年 9 月 3 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

熊谷市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に規定する財産を取得したことにつき、追認を得たいので、この案を提出するものであります。

議案第 90 号

財産の取得について（追認）

次のとおり物品を取得したことについて、追認の議決を求める。

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 目 的 | 小学校教師用教科書準拠教材（令和 2 年度取得分）の配備 |
| 2 | 品目及び数量 | 小学校教師用教科書準拠教材 231 式 |
| 3 | 取 得 価 格 | 23,401,400 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 熊谷市仲町 74 番地
株式会社 八木橋
代表取締役 八木橋 宏 貴 |

令和 6 年 9 月 3 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

熊谷市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に規定する財産を取得したことにつき、追認を得たいので、この案を提出するものであります。

議案第91号

財産の取得について（追認）

次のとおり物品を取得したことについて、追認の議決を求める。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 目 的 | 小学校教師用指導書（令和6年度取得分）の配備 |
| 2 | 品目及び数量 | 小学校教師用指導書 5, 202冊 |
| 3 | 取得価格 | 75,486,400円 |
| 4 | 契約の相手方 | 熊谷市本町一丁目143番地
有限会社 杉浦書店
代表取締役 杉浦 喜好 |

令和6年9月3日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

熊谷市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する財産を取得したことにつき、追認を得たいので、この案を提出するものであります。

議案第 9 2 号

財産の取得について（追認）

次のとおり物品を取得したことについて、追認の議決を求める。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 目 的 | 小学校教師用指導書（令和 6 年度取得分）の配
備 |
| 2 | 品目及び数量 | 小学校教師用指導書 3, 9 6 5 冊 |
| 3 | 取 得 価 格 | 5 8, 7 8 5, 1 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 熊谷市仲町 7 4 番地
株式会社 八木橋
代表取締役 八木橋 宏 貴 |

令和 6 年 9 月 3 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

熊谷市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例第 3 条に規定する財産を取得したことにつき、追認を得たいので、
この案を提出するものであります。

議案第 9 3 号

財産の取得について（追認）

次のとおり物品を取得したことについて、追認の議決を求める。

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 目 的 | 小学校教師用指導書（令和 6 年度取得分）の配
備 |
| 2 | 品目及び数量 | 小学校教師用指導書 1, 5 2 9 冊 |
| 3 | 取 得 価 格 | 2 6, 3 5 2, 2 6 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 熊谷市妻沼 1 4 6 0 番地 1
有限会社 関口書店
取締役 関 口 晴 枝 |

令和 6 年 9 月 3 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

熊谷市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に規定する財産を取得したことにつき、追認を得たいので、この案を提出するものであります。

議案第 9 4 号

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、土地区画整理事業に係る道路冠水事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解することについて、議決を求める。

1 損害賠償の額及び内容

1, 0 2 3, 0 0 0 円

自動車の時価相当額

2 損害賠償の相手方

3 和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

熊谷市長 小林 哲 也

提案説明

令和 6 年 4 月 9 日（火）午前 1 0 時 3 0 分頃、相手方車両が自宅の敷地から上石第一土地区画整理事業の施行地区内の道路に進入したところ、当該事業の工事の影響による冠水のため、当該相手方車両が浸水した。

これにより、相手方車両を損傷させたため、自動車の時価相当額を賠償し、和解したいので、この案を提出するものであります。

議案第 95 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

「高齢者の医療の確保に関する法律」の一部改正に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、この案を提出するものがあります。

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約
埼玉県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年指令市第2079号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

議案第 96 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、別紙記載の路線を市道路線として認定することについて、議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

（仮称）道の駅「くまがや」整備事業により新設される道路等を市道路線として認定したいので、この案を提出するものであります。

別紙

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	市道 11060 号線	新堀字本村 2 6 0 番 3 5 地先	
		新堀字本村 3 2 2 番 1 0 地先	
2	市道 11061 号線	新堀字本村 3 2 2 番 1 0 地先	
		新堀字本村 3 2 2 番 1 地先	
3	市道 11062 号線	玉井字五反畑 1 9 7 3 番 2 2 6 地先	
		玉井字五反畑 1 9 8 0 番 7 地先	
4	市道 30448 号線	大字小敷田字高根 4 9 5 番 8 地先	
		池上字稻荷前 2 1 0 番 1 地先	
5	市道 70592 号線	石原字羽黒 1 1 5 0 番 2 2 地先	
		石原字羽黒 1 1 5 0 番 2 8 地先	